

監査公告第16号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した市民生活部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成31年2月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

## 市民生活部定期監査結果報告

### 第1 監査期間

平成31年1月10日から平成31年2月8日まで

### 第2 監査の対象

窓口課、生活安全課、環境美化センター、地域づくり推進課、人口減少対策室、  
税料金課

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取の主な内容は別紙のとおりである。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

可燃ごみの戸別収集廃止について、次のとおり若干の指摘をした。

可燃ゴミの収集方法を地域の実情に合わせて差別化することは行政サービスの不平等な適用とはならない。地域の実情に合わせて収集方法が差別化されることはむしろ実質平等に資する。

一方経費の削減は資源の効率的配分から考慮されなければならない。従って可燃ゴミの一律収集は平等の問題ではなくて主に効率と技術の問題だと云うことを念頭に対処されたい。

その他、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

## 市民生活部 定期監査 事情聴取の主な内容

### 1. 窓口課

- ・ 窓口業務の民間委託について
- ・ コンビニ交付の状況について
- ・ マイナンバーカードの交付率について
- ・ 窓口事務の処理件数について

### 2. 生活安全課

- ・ 可燃ごみの個別収集廃止について
- ・ ごみ処理施設の老朽化対策について
- ・ 環境美化センターのつり銭について
- ・ 河川清掃について

### 3. 地域づくり推進課

- ・ シティプロモーション推進事業について
- ・ 東谷地区会館の整備事業について
- ・ まちづくり推進協議会と区長会の関係について

### 4. 人口減少対策室

- ・ 地域交流と健康増進を促進するアプリケーションについて
- ・ 地域交流拠点の事業運営主体の選定状況について

### 5. 税料金課

- ・ 市税等コールセンター業務委託について
- ・ 特別徴収事業所の増加について